

# 税

## 都税のお知らせ

●10月は不正軽油防止強化月間です  
不正軽油とは、軽油引取税が課税されない灯油や重油などと軽油を不正に混ぜ、軽油と称して販売・使用されているもので、軽油引取税の納付を不正に免れる脱税行為です。

●不正軽油110番 ☎0120(231)793、東京都主税局課税部調査査察課 ☎03(5388)2957

●自動車税種別割の減免更新申立書の提出をお忘れなく！

対象者にご案内を送付しました。必要書類を10月31日(火)までにご提出ください。なお、提出のない場合は減免が受けられなくなります。

●東京都自動車税コールセンター ☎03(3525)4066(平日午前9時～午後5時)

●インターネット公売(動産、自動車、不動産など)

●申込期間10月6日(金)午後1時～24日(火)午後11時  
●セリ売り期間(動産、自動車)10月30日(月)午後1時～11月1日(水)午後11時  
●入札期間(不動産など)10月30日(月)午後1時～11月6日(月)午後1時  
東京都主税局徴収部機動整理課公売班 ☎03(5388)3027

●期間入札による公売(不動産など)  
●公売公告10月20日(金)入札期間11月9日(木)～16日(木)  
●備考入札書は、郵送で受け付け  
●東京都主税局[徴収部実施分＝徴収部機動整理課公売班 ☎03(5388)3027、都税事務所実施分＝徴収部徴収指導課徴収指導班 ☎03(5388)3024、区市町村実施分＝徴収部個人都民税対策課 ☎03(5388)3039]

●【共通事項】  
●備考詳細は、東京都主税局 ☎https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/ 参照または要問い合わせ

## 求人・募集

### からきだ菖蒲館コミュニティスタッフ

●募集人数夜間勤務＝若干名  
●パソコン入力ができ、徒歩または自転車で通勤可能な市内在住者  
●業務内容受け付け、日常的な管理運営業務など  
●採用日12月1日(金)(11月中に研修あり)  
●備考詳細は、からきだ菖蒲館で配布の募集要項参照 ☎1003175  
●10月27日(金)まで[9日(祝)・23日(月)を除く]に、直接、からきだ菖蒲館(午前10時～午後8時) ☎(338)6333へ

### 調理室利用団体懇談会

●11月14日(火)午前10時～正午  
●消費

生活センター調理室(バルブ)他  
●消費生活センター調理室利用団体 ☎15  
●団体(各団体1人。申し込み先着順)  
●内調理室の利用方法・清掃方法の周知、利用方法についての意見交換  
●備考詳細は、公式ホームページ参照 ☎1012965  
●10月10日(火)午前9時から、電話または直接、消費生活センター(バルブ) ☎(337)6610へ

### 市営住宅入居者

●募集住宅家族向け＝1戸  
●備考詳細は、10月16日(月)～27日(金)に、市役所1階案内、東庁舎2階都市計画課、聖蹟桜ヶ丘駅・多摩センター駅各出張所、永山公民館で配布の募集案内書参照 ☎1010288  
●10月30日(月)必着の、郵送で、所定の申込書に必要事項を記入し、〒206-8666都市計画課 ☎(338)6817へ

## 市民参画

### その他

●令和5年度多摩市若者会議フィールドワーク

若い世代や子育て世代が「住みたい、訪れてみたい」と思えるまちの魅力をつくりだし、発信・実践する多摩市若者会議。今年は聖蹟桜ヶ丘駅周辺を歩いた後、青木農園で農業体験も行います。

●10月15日(日)午後1時～5時  
●集合聖蹟桜ヶ丘駅西口改札口前 ☎20人(申し込み先着順) ☎1013056  
●企画インターネット手続きで、合同会社MichiLab ☎https://tamayouth.jp/

fieldwork2023-01/・☎050(3707)0206へ

●遊歩道の街路樹環境について一緒に考えませんか 第3回市道6-10号歩線(鶴牧東公園沿い遊歩道)意見交換会

この遊歩道は「多摩市街路樹よくなるプラン改定版」における改善モデル路線の1つであり、一部区間の街路樹を試行的に更新(間引き、樹種変更)する予定です。これまでの皆さんの意見をふまえ、街路樹環境更新最終案を作成したので、グループに分かれて検討します。

●10月28日(土)午後2時～4時  
●からきだ菖蒲館ホール ☎市内在住・在勤・在学者 ☎40人(申し込み先着順) ☎1012835  
●10月5日(木)～25日(水)必着の、公式ホームページのインターネット手続き・電話・郵送・ファクシミリまたは直接持参で、住所・氏名・電話番号を記入し、〒206-8666市役所東庁舎2階道路交通課 ☎(338)6864・☎(339)7754  
●へ(ファクシミリの場合、送信後に要電話連絡)



## はたらく

個人事業主・中小規模事業主、従業員の皆さんへ 多摩市勤労者市民共済会の会員になりませんか？

●団体加入＝市内の事業所(従業員100人以下)の従業員と事業主、個人加入＝市内在住で市外事業所の従業員または事業主(他区市の共済会員は不可) ☎1人月額500円(入会金1人500円)  
●備考経営者が負担した会費は税法上で必要経費に計上可 ☎1002493  
●経済観光課内多摩市勤労者市民共済会事務局 ☎(338)6830  
●☎https://tamashi.zenpuku.or.jp/

▼主な補助・給付内容一覧

補助・給付内容	金額
旅行補助(年度内1人1回)	2,000円
定期健康診断または人間ドック補助(年度内1人1回)	2,000円または5,000円
自己啓発(年度内1人1回)	5,000円
中小企業退職金共済掛金補助	月額1人500円を3年間
共済金給付(慶弔金など)	5,000円～上限額200,000円
余暇活動事業	映画・レジャー・温浴施設などの割引、バスツアー・教室開催ほか

令和5年12月からペットボトル分別ルールを徹底化

収集の分別ルールが守られていない場合  
缶を含む回収容器内  
すべて収集しません。

①ラベルをはがす  
②キャップをとる  
③中を軽くすすぐ

☎1011868 資源循環推進課 ☎(338)6836

## 10月は「食品ロス削減月間」です

10月16日(月)は国際連合が定めた世界の食料問題を考える「世界食料デー」です。日本では、年間約523万トンのまだ食べられる食品が廃棄されています(農林水産省・環境省「令和3年度推計値」)。

●日常生活の中でちょっとした配慮をしよう

- ・買い過ぎに注意！  
冷蔵庫や戸棚などにある食材の在庫を確認し必要な分だけ買いましょう。
- ・購入は手前に陳列されているものから  
賞味期限と消費期限の違いを正しく理解し、手前に陳列されているものから買いましょう。
- ・正しい保存方法で保存  
誤った方法で保存すると、食品

の劣化が早くなる場合があります。

- ・食べきれない分だけ作る  
体調や健康・家族の予定を配慮し、食品ロスがでないように工夫をしましょう。
- ・食べ切る  
好き嫌いなく、残さず食べましょう。食べきれなかった場合はリメイク料理に挑戦しましょう。
- ・食べきり協力店を利用する  
食品ロス削減に取り組むお店を、多摩市食べきり協力店として登録しています。 ☎1002145

●10月30日は「食品ロス削減の日」  
令和元年10月に「食品ロスの削減の推進に関する法律」が施行され、10月30日は「食品ロス削減の日」に定められました。

日ごろの心掛けで家庭からの「食品ロス」を減らしましょう！

●10月は3R(リデュース・リユース・リサイクル)推進月間です  
資源の有効活用、環境負荷の軽減など循環型社会の実現に向けて、3Rでゴミの減量を心掛けましょう。

- ・リデュース(Reduce)  
物を大切に使い、ゴミを減らす
- ・リユース(Reuse)  
長く使えるものを購入し、繰り返し使う
- ・リサイクル(Recycle)  
ゴミを資源として再び利用する

市では、3Rにリフューズを加え、4Rを推進しています

- ・リフューズ(Refuse)  
ゴミを発生させないようにする

☎1002144 資源循環推進課 ☎(338)6836・☎(356)3919